

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第47回）議事要旨  
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成29年3月10日（金） 11:00～11:58

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）新関輝夫，田邊宜克，永松健幹，野口郁子，山田賀規（敬称略。  
五十音順）

（庶務）中島総務課長，大跡総務課課長補佐

（説明者）安永事務局長

4 議題

- (1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について
- (2) 平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

151 2月28日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について  
（通知） ※添付省略

152 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）  
（検察庁宛て）

153 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）  
（弁護士会宛て）

6 協議等

- (1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について  
新関委員（委員長代理）の進行により，木村前地域委員長の退任に伴い，後任の福岡地域委員会地域委員長を下級裁判所裁判官指名諮問

委員会規則第 16 条 1 項により互選することとされた。

委員から、永松委員を委員長に推薦するとの意見が述べられ、全員一致で永松委員が委員長に選任された。

永松委員長は、同規則第 16 条 2 項で準用する同規則第 8 条 3 項に基づき、新聞委員を委員長代理に指名した。

(2) 平成 29 年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

ア 庶務から、指名諮問委員会から指名候補者（当委員会関係では、平成 29 年下半期の再任（判事任命）候補者のみ）について指名の適否に関する情報を 6 月 14 日（水）までに指名諮問委員会に報告するよう通知があった旨説明された。

イ 庶務から、これまでの福岡地域委員会に対する情報提供の実情や最近の指名諮問委員会の協議結果を踏まえ、審議資料 152 及び 153 の依頼文書（案）を作成した旨説明されたところ、委員から、次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料 152 及び 153 の依頼文書（案）に、従前の依頼文書（案）では記載のなかった下線部分が記載されていることに、違和感がある。
- ・ 下線を削るとともに、併せて、当地域委員会では、段階評価式アンケートに基づく情報提供は平成 24 年以降行われていないことを考えると、審議資料 153 につき、段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない旨の記載を削除してはどうか。
- ・ 指名諮問委員会の懸念が理解できる以上、地域委員会としては指名諮問委員会が指摘する情報収集における留意事項を強調して伝える必要があるのではないか。
- ・ 段階評価式アンケートによる情報収集に、情報を取りまとめると

いった点や、伝え聞いた情報を提供するという点で問題があるのであれば、この趣旨を弁護士会宛て文案に書き込めばよいのではないか。

この点に関連して、庶務から、前回の第46回当地域委員会において、委員から「寄せられた情報の表現ぶりを見ると、弁護士会で実施している段階評価式アンケートの回答などを参考にして裁判官指名候補者に関する情報を当地域委員会に提出するよう働きかけが行われているとも考えられる。」との指摘もあったことが紹介された。

以上の意見等が出され、審議の結果、審議資料152及び153の依頼文書（案）について、下線を付さないものを、各検察庁及び各弁護士会宛に送付して情報提供を依頼することが了承された。

## 7 報告事項

庶務から、次のとおり報告された。

昨年12月2日及び12月19日、指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

### (1) 判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係

判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係については、判事任命願又は再任願を提出した186人のうち、その後、再任願を撤回した2人を除く、184人について審議が行われ、182人については指名適当、2人については指名不適当との答申になった。

### (2) 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した6人について審議が行われ、2人については指名適当、4人については指名不適当との答申になった。

### (3) 平成26年1月の新任判事補任官候補者関係

新任判事補任官候補者については、任官希望を提出した79人のうち、その後、任官希望を取り下げた1人を除く、78人について審議が行われ、いずれも指名適当との答申になった。

## 8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第48回）の期日が、次のとおり指定された。

6月7日（水）午前11時00分